

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月29日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和5年12月21日	35,360円	千葉県銚子市在住者	令和5年9月5日から同年10月27日までの期間中、会計年度任用職員として任用されていた相手方の通勤に係る費用弁償の額について1日当たりの支給額の上限が定められているにもかかわらず、採用時に相手方に対し提示した承諾書及び口頭において支給額の上限に係る説明が行われなかったため、相手方に対し、通勤に係る費用が全額支給対象になるものとの誤解を与え、当該支給上限額を超える交通費実費相当額の損害を生じさせた。

2	令和6年1月9日	68,930円	埼玉県川口市在住者	令和5年1月21日、相手方が花畑町土地区画整理組合記念公園にある記念碑の土台上の敷石に足をかけたところ、当該敷石を土台に固定するモルタルが経年劣化していたため、当該敷石が剥離して相手方の足の上に落下し、傷害を与えた。
---	----------	---------	-----------	--